

資料編

《資料1 用語解説》

あ行

○愛知目標

平成22年に愛知県名古屋市で開催されたCBD-COP10(生物多様性条約第10回締約国会議)において、生物多様性の損失を止めるための世界目標として「戦略計画2011-2020」が採択されました。戦略計画2011-2020には、長期目標と短期目標、短期目標を達成するための20の個別目標があり、そのうち20の個別目標のことを愛知目標といいます。ただし、「戦略計画2011-2020及び愛知目標」全体を指すものとして使われることもあります。

○アマモ場

沿岸域にある藻場のうち、種子植物である海草類(アマモ類)を主体として静穏な砂底や泥底に形成されるものを「アマモ場(海草藻場)」と呼びます。このアマモ場は、主要な一次生産者として、沿岸海域の高い生産性を支え、水産有用種や絶滅危惧種を含めたさまざまな海洋動物の生息場所として利用されます。

○エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会を活性化させることができると考えられています。

か行

○外来生物(外来種)

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生きもののことをいいます。外来生物の多くが放されたり逃げ出したりすることによって、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼしています。外来生物には、国外から移入した「国外外来生物」と国内の他地域から移入してきた「国内外来生物」があります。

○環境影響評価(環境アセスメント)制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、その事業を実施する事業者自らが環境への影響を予測・評価し、その結果に基づいて、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げるための制度です。国が定める「環境影響評価法」に基づき実施されるものと、地方自治体が地域の実情に応じて策定する「環境影響評価条例」に基づき実施されるものがあります。

○環境保全米

環境への負担を少なくするために、化学農薬や化学肥料を従来の半分に減らし、栽培されたお米のことです。

○グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。グリーン・ツーリズムを推進することで、都市住民に自然や地元の人とふれあう機会を提供するだけでなく、農山漁村を活性化させ、新たな産業を創出すると見られています。様々な地域で農家民宿への宿泊や農林漁業体験が行われています。

○グリーン購入

購入の必要性を考えたうえで、品質や価格だけでなく、環境への負荷が少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から購入することを「グリーン購入」といいます。平成18年に県が定めた「グリーン購入促進条例」では、県の物品調達等において、グリーン購入を推進するほか、県民・事業者の取組を求めています。社会全体でグリーン購入に取り組むことで、環境負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現することができます。

○県自然環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全法に基づき国が指定した環境保全地域(県内なし)以外の地域で、(1)高山性、亜高山性植生を有する森林、(2)極盛相に近いすぐれた天然林、(3)特異な地形、地質、(4)極めて豊かな生態系を保っている湿原、湖沼、海浜、(5)特定の植物群落地、野生動物の生息地等のいずれかに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域のことです。条例に基づき知事が指定します。

さ行

○再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われていた。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号、エネルギー供給構造高度化法)では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

○ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。ユネスコが認定した「世界ジオパーク」と、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」の2つがあります。世界ジオパークは41カ国に147地域があり、そのうち9地域が日本にあります(平成31年4月現在)。日本ジオパークは国内で44の地域が認定されています(平成31年4月現在)。県内では、「栗駒山麓ジオパーク」及び「三陸ジオパーク」が日本ジオパークに認定されています。

○森林環境譲与税

森林の有する公益的機能の維持・増進の重要性を踏まえて創設された国税である森林環境税を財源として、市町村と都道府県に譲与される地方譲与税であり、間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保などの森林整備促進に関する費用、森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用として使用することができます。

○砂浜海岸

流入河川によって運び入れられたり、海岸の侵食によって生じた砂礫などが、波や潮の流れによって運搬され、波の働きで水際に打ち上げられて堆積してきた海岸のことです。やや急な勾配の前浜と、それより陸側のほぼ水平な後浜からなり、後浜より陸側には海浜性の植物などが生育しています。

○生物多様性条約: Convention on Biological Diversity (CBD)

生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的として、平成4年6月ブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で、条約に加盟するための署名が開始され、平成5年12月29日に発効しました。日本は平成5年5月に署名しました。本条約は、地球上の生物の多様性を包括的に保全することが重視されています。また、生物多様性の保全だけでなく、「持続可能な利用」を明記していることも特徴の一つです。

○生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、平成20年6月に施行されました。本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体に対しても生物多様性の保全や生物多様性への配慮などの責務が規定され、都道府県及び市

町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務なども規定されています。

○生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。日本では、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行いました。最も新しいものは「生物多様性国家戦略2012-2020」で、平成24年に閣議決定されました。

○生物多様性地域連携促進法

地域における生物多様性の保全の必要性に鑑み、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として、平成23年10月1日に施行されました。

○世界農業遺産

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度です。世界で21ヶ国58地域、日本では11地域が認定されています(令和元年11月現在)。県内では、大崎地方が、持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システムとして認定されています。

た行

○地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」で提唱されました。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築を目指すものです。

○地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費することですが、国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置付けています。

は行

○干潟

潮の満ち引きにより1日に2回、干出と水没を繰り返す平らな砂地もしくは砂泥地のことです。干潟は、波浪の影響を受けにくい穏やかな入り江や湾内で、砂泥を供給する河川が流入す

る場所に多く発達します。地形的な特色により、河川の放流路の両側に形成され、砂浜の前面に位置する「前浜干潟」、河川の河口部に形成される「河口干潟」、河口や海から湾状に入り込んだ湖沼の岸に沿って形成される「潟湖干潟(かたこひがた)」の3タイプに分類されます。

ま行

○マイクロプラスチック

大きさが5mm以下の微細なプラスチックごみのことを指します。元々マイクロサイズで製造された一次的マイクロプラスチックと大きなサイズのプラスチックごみが自然環境内で破碎・細分化されてマイクロサイズになった二次的マイクロプラスチックに分類されます。マイクロプラスチックは生物に悪影響を与える汚染物質を吸着しやすいという性質を持っています。そのため、マイクロプラスチックを体内に取り込んだプランクトンや魚介類などの小さな海洋生物に悪影響が出ることが考えられます。さらには、生物濃縮により、海鳥や大型の海洋生物、人間にも影響を与えることが懸念されています。

○宮城県グリーン製品

県では、環境に配慮した物品・役務や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的として、平成18年3月に「グリーン購入促進条例」を制定しました。この条例に基づき、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。「宮城県グリーン製品」は、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等のうち、知事が定める基準を満たしたものになります。

や行

○ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)

生物多様性の保護を目的に、「ユネスコ 人間と生物圏(MAB)計画」の一環として昭和51年に開始され、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のことで、認定地域数は124か国701地域あり、うち国内では10地域が認定されています(令和元年6月現在)。

ら行

○ラムサール条約湿地

昭和46年2月2日にイランのラムサールで開催された国際会議にて採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。この条約では、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局

に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置などについて規定しています。この規定に沿って、登録された湿地をラムサール条約湿地といいます。宮城県では、「伊豆沼・内沼」「蕪栗沼・周辺水田」「化女沼」「志津川湾」が登録されています。

○リアス海岸

せまい湾が複雑に入り込んだ沈水海岸のことです。海水面が上昇し、海岸沿いの谷に水が入り込むことで形成されます。また、地殻変動により山や谷が海岸線の方に沈みこむことによっても形成されます。

○緑地環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、国や県指定の自然環境保全地域、都市公園、風致地区、緑地保全地区以外の区域で、(1)都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地、池沼、(2)都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等、(3)地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域のいずれかに該当し、自然的社会的諸条件からみて、その地域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域のことです。条例に基づき知事が指定します。

○レッドデータブック(レッドリスト)

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書であり、昭和41年にIUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まります。日本では、環境省が作成する全国版のレッドデータブックと地方自治体が作成する地方版のレッドデータブックのほか、NPO法人や学会が作成するものがあります。宮城県では平成28年に「宮城県レッドデータブック2016」を発行しています。レッドリストは、種名やカテゴリー(絶滅のおそれをランク化したもの)など最低限の情報のみをリスト化したものを指します。

英数

○ASC認証

ASC(Aquaculture Stewardship Council: 水産養殖管理協議会)が運営・管理する国際的な制度で、環境に負担をかけず地域社会に配慮した養殖業が行われていることを証明する「ASC養殖場認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「COC(Chain of Custody)認証」の2種類があり、認証を受けた製品は、ロゴマークをつけて販売することができます。

○MSC認証

MSC(Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)が運営・管理する国際的な制度で、豊かな海を守るために、持続可能で適切に管理された漁業が行われていることを証明する「MSC漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「COC(Chain of Custody)認証」の2種類があり、認証を受けた製品は、ロゴマークをつけて販売することができます。

○FSC認証

FSC(Forest Stewardship Council®:森林管理協議会)が運営する国際的な制度で、10の原則に基づく適切な森林管理が行われていることを証明する「森林管理の認証(FM認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流過程の管理の認証(COC認証)」の2種類があります。10の原則の中には、生物多様性に関わる原則として、「環境を守り、悪影響を抑えている(原則6)」、「保護すべき価値のある森などを守っている(原則9)」の2つがあります。

《資料2 生物多様性をめぐる国内外の動向》

1 世界の動向

世界中で環境問題への取り組みが本格化する中、平成4年にブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会議(地球サミット)が開かれ、この中で「気候変動枠組み条約」とともに「生物多様性条約」の署名が開始され、平成5年に発効されました。

平成22年には、生物多様性条約を締結した国や地域が名古屋市に集まりCBD-COP10が開催されました。CBD-COP10では、生物多様性の損失を止めるために、長期目標と短期目標、短期目標を達成するための20の個別目標(愛知目標)が定められました。

また、平成27年の国連サミットでは、全人類にとって持続可能かつ安全で、より豊かな地球を作り上げることを目的とした「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、17ある目標の中には、生物多様性保全に関する目標も盛り込まれました。

2 日本の動向

平成5年に日本は18番目の締結国として、生物多様性条約を批准しました。生物多様性条約の締結国には「国家戦略」の策定が求められていることを受け、平成7年に「生物多様性国家戦略」が策定されました。その後、4度の見直しが行われ、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年に策定されています。

また、平成20年には、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とした「生物多様性基本法」が施行されました。この法律により、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則や各取組主体の立場と責務などが明らかにされたほか、地方自治体には「生物多様性地域戦略」を策定する努力義務が課されました。

平成28年には、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が立ち上げられ、「日本SDGs実施指針」が決定されました。実施指針には、取組の柱として掲げる優先課題のひとつとして生物多様性保全に関する事項が盛り込まれました。

3 宮城県の動向

県では、「宮城県自然環境基本方針」「宮城県環境基本計画」などに基づき、豊かな自然環境を保全する取組を実施してきましたが、生物多様性基本法の施行を受け、平成27年には、生物多様性保全に向けた各種取組や目指すべき将来像をまとめた「宮城県生物多様性地域戦略」を策定しました。そして、策定から5年が経過した令和2年に戦略の見直しを行い「宮城県生物多様性地域戦略(第1次改訂)」を策定しました。

また令和元年には、生物多様性と密接な関係にあるSDGsの達成に向けた取組を展開し、県内の様々な主体の取組や連携を促すため「宮城県SDGs推進本部」を設置しました。

生物多様性に関する主な出来事の年表

世界・日本の動向	年度	宮城県の動向
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約の署名開始(1992) ・日本が生物多様性条約に署名(1993) ・生物多様性国家戦略の決定(1995) ・ミレニアム開発目標(MDGs)の採択(2000) ・新・生物多様性国家戦略の決定(2002) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005) 	~2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県環境基本条例(1995) ・宮城県レッドデータブックの発行(2001) ・みやぎ農業農村整備基本計画の策定(2002)
<ul style="list-style-type: none"> ・第三次環境基本計画の閣議決定 ・環境省第3次レッドリストの公表 	2006 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城の将来ビジョンの策定 ・宮城県環境基本計画の策定 ・宮城県水循環保全基本計画の策定 ・宮城県自然環境基本方針の改正
<ul style="list-style-type: none"> ・第三次生物多様性国家戦略の閣議決定 ・環境省第3次レッドリストの公表 	2007 (H19)	-
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法の施行 ・エコツアーリズム推進法の施行 	2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ森林・林業の将来ビジョンの策定
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)の開催及び愛知目標の策定 ・生物多様性国家戦略2010の閣議決定 	2010 (H22)	-
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域連携促進法の施行 	2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期みやぎ農業農村整備基本計画の策定 ・震災復興実施計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020の閣議決定 ・第四次環境基本計画の閣議決定 ・環境省第4次レッドリストの公表 	2012 (H24)	-
	2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県レッドリスト2013の公表
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための2030アジェンダ、持続可能な開発目標(SDGs)採択 ・環境省レッドリスト2015の公表 	2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県生物多様性地域戦略の策定 ・宮城県環境基本計画の策定 ・宮城県水循環保全基本計画の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省海洋生物レッドリスト公表 ・環境省レッドリスト2017の公表 ・SDGs推進本部の設置 	2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県レッドデータブック2016の発行
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法の施行 ・第五次環境基本計画の閣議決定 ・環境省レッドリスト2018の公表 ・環境省レッドリスト2019の公表 	2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> ・新みやぎ森林・林業の将来ビジョンの策定
<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税の開始 	2019 (R1)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県SDGs推進本部の設置
	2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県生物多様性地域戦略(第1次改訂)の策定

《資料3 指標一覧》

	指標名	初期値	現在値	目標値	具体的な 取組主体
1	宮城県レッドリストの改訂(定性)	H27 改訂	H27 改訂	R2 改訂	県
2	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合	26.0617% (H27)	26.1741% (H30)	26.1741% (R6)	県
3	松くい虫等による枯損木量(m ³)	16,523m ³ (H27)	13,215m ³ (H30)	11,090m ³ (R6)	県
4	健全な水循環を保全するための要素に関する指標(0~10) ①水質, ②水量, ③生態系 指標の達成状況	①7.7 ②8.9 ③6.2 (H28)	①8.0 ②8.9 ③6.5 (H30)	①10.0 ②8.9 ③6.2 (R2)	県, 国, 市町村, 企業, NPO
5	農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha)	71,563ha (H27)	75,548ha (H30)	85,000ha (R2)	県, 農家, NPO, 土地改良区
6	間伐実施面積(ha)	2,714ha/年 (H27)	3,555ha/年 (H30)	5,600ha/年 (R6)	県, 森林組合
★7	環境保全型農業取組面積(ha)	26,583ha (H27)	23,239ha (H30)	30,000ha (R2)	県, 農家
8	水質調査等実施回数	6回/年 (H27)	6回/年 (H30)	6回/年 (R6)	県
9	林地開発許可, 環境影響評価等による無秩序な開発の抑制(定性)	指導内容の記録や整理を行い, 今後の効果的な抑制に努める。			県
★10	宮城県グリーン製品の認定事業者・製品数	56事業者 98製品 (H27)	59事業者 112製品 (H30)	68事業者 118製品 (R6)	県, 企業
11	県のグリーン購入率(主要品目)	80.8% (H27)	98.9% (H30)	98%以上を維持 (R6)	県
12	ウェブサイト「食材王国みやぎ」などのアクセス数(件)	434,874件 (H27)	428,812件 (H30)	500,000件 (R2)	県
13	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度取組面積(ha)	2,724ha (H27)	2,658ha (H30)	3,000ha (R2)	県, 農家
14	海岸防災林(民有林)復旧面積(ha) 【H24からの累計】	162ha (H27)	558ha (H30)	750ha (R6)	県, NPO
15	生物多様性フォーラム参加者数 【H27からの累計】	185人 (H27)	511人 (H30)	1,000人 (R6)	県
★16	生物多様性認知度	- (H27)	35% (H30)	50% (R6)	県, NPO, 学校
17	こども環境教育出前講座実施学校数(校/年)※()内は受講児童数(参考値)	延べ17校 (延べ700人) (H27)	延べ43校 (延べ2,169人) (H30)	延べ40校以上 (延べ1,900人) (R6)	県, 学識者, 学校
18	生物多様性表彰校数(校) 【H27年度からの累計】	6校 (H27)	23校 (H30)	53校 (R6)	県, 学校
19	体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合	86.3% (H27)	85.7% (H29)	90.0% (R2)	県, 学校
20	地域や学校教育と連携した農村環境保全などの協働活動に参加した人数【H18からの累計】	39,394人 (H27)	53,562人 (H30)	65,000人 (R2)	県, 学校, 農家, 土地改良区

★：主要指標

《資料4 宮城県生物多様性地域戦略推進会議委員一覧(順不同 敬省略)》

区分	氏名	所属等	備考
学識 経験者	なかしずか とおる 中 静 透	総合地球環境学研究所 特任教授	座長
NPO 自然保護 団体等	たかはし こうき 高橋 孝紀	特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会 会長	
	くれち まさゆき 呉地 正行	特定非営利活動法人 ラムサール・ネットワーク日本 共同代表	
	しまだ てつお 嶋田 哲郎	公益財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 総括研究員	
農林漁業 団体	おおつき きよし 大槻 清史	宮城県農業協同組合中央会 営農農政部食の安全・安心推進担当次長	
	さとう じんいち 佐藤 仁一	宮城県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	
	たけなか まさはる 竹中 雅治	登米町森林組合 参事	
行政機関	あらはた ただひろ 荒畑 正広	環境省東北地方環境事務所 生物多様性保全企画官	
	あきの ゆきはる 浅野 之春	登米市市民生活部 環境課長	

宮城県生物多様性地域戦略(第1次改訂)

—美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城の実現—

令和2(2020)年3月

発行／宮城県 環境生活部 自然保護課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2672 FAX 022-211-2693
E-mail sizens@pref.miyagi.lg.jp

※「宮城県生物多様性地域戦略(第1次改訂)」は、
こちらのWebサイトからも御覧になれます。

